



公益財団法人 古岡奨学会設立 趣意書

設立者 古岡 秀人

(株)学習研究社社長…設立時)

回想すれば、私が五歳の時に、筑豊炭田の坑内事故で、父を一瞬のうちに失い、母は貧苦の生活に耐え乍ら、私ども兄妹を育ててくれました。幸いに、学費が官費支給であった師範学校に入学する機縁を得て、大過なく今日に至ることができました。

高等高校を卒業していれば、今日の社会構造の中において、その人なりの才能と努力をもってすれば、充分に伍していくことは、既に産業界や文化面などの諸分野に亘って、多くの人材が活躍していることで立証されます。また、大学進学への途を志させば、資格において、それも可能であり、大学に入学すれば、多くの育英会の援助を享受することもできるでしょう。

現在の社会にあっては、最低高校卒業までは、親の子に対する責任と自覚し、吾が子への愛情が高校進学率を高めているとも言えましょう。

高校卒業が、人生の初期の段階のパスポートであり、進学率が高まれば高まるほど、生徒の家庭の事情が多様化することは否めません。殊に一家の大黒柱である父を、不時の交通事故とか病死などで失い、又は、やむなき事情のため離婚せざるを得なくなつた母親など、不幸に直面しながらも生活を支え、子女の教育に献身しなければならない家庭も、世の中には非常に多いと仄聞しています。

こういう家庭環境にあって、母親が生活苦と闘いながら、せめて吾が子の高校卒業を心から念願し、その子もまた母親の労苦に報いるべく、向上心を持って勉学に勤しもうとする方々に対し、私は私のできる可能な範囲で、なんらかの尽力をすることができないだろうかと考えた次第であります。

ここに微財を基金として、公益法人古岡奨学会を設立し、本事業を通じて、いささかなりとも国家社会に貢献する人材の育成に寄与しようとするものであります。

以上

(昭和55年6月4日)

奨学金給与の規程

■ 1 給与の目的

毎年度新学期に、全日制高等学校・高等専門学校へ入学する者の中から奨学生を選定し、学費の一部を3年間にわたり給与することにより、高等学校の教育課程を修了させ、国家社会に有為の人材を養成することを目的とします。

■ 2 奨学生の推薦と決定

各都道府県中学校長会等の推薦を受け、当財団において選考の上、全日制高等学校・高等専門学校への進学を確認して正式決定いたします。

※全日制高校、高等専門学校に限ります。通信制高校、定時制高校は不可

※高等専門学校生は在学当初の3年間の支給になります

■ 3 奨学金給与金額（2025年）と給与方法

※全額無償給与

高校1年生（46期生） 1万7千円×12か月 + 5万円（入学お祝い金） = 25.4万円

高校2年生（45期生） 1万7千円×12か月 + 5万円（修学旅行補助金） = 25.4万円

高校3年生（44期生） 1万6千円×12か月 + 5万円（卒業お祝い金） = 24.2万円

※古岡奨学会設立45周年を記念して、45期生より奨学金を1か月1,000円増額いたしました。

※奨学金は年3回、5月・9月・1月の一定日に、4か月分を「ゆうちょ銀行」の総合口座に送金いたします。

※入学お祝い金は「入学激励会」時に、修学旅行補助金は高校2年次の「5月の送金に加えて」、卒業お祝い金は「卒業激励会」時にお渡しいたします。

■ 4 受給者の資格

① 母子家庭の子女（日本国籍を有する）であること

*未婚の母、父子家庭、祖父母家庭は除く

*設立の趣旨から、離婚家庭より死別家庭の子女を優先願いたい

② 経済的条件に恵まれていないこと

*年収の上限…350万円以内を目安に

③ 基礎学力と向学心があり、困難に打ち克つしなやかな心を持ち、将来、社会に貢献できる能力を有している子女

*9教科5段階評価平均4.0以上を目安に

④ 一家庭につき奨学生の採用は1名とする

*過去に兄姉が当財団の奨学生だったご家庭は除く（多くの母子家庭を応援）

⑤ 他の奨学金、育英資金の受給者であっても可